

3. 米国における企業の公的負担割合の大きさ

(1) 企業の公的負担算出における考え方

ここでは、企業の公的負担の割合を試算するに際して、企業負担の捉え方を以下のとおり設定する⁵⁷。

1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする。

2) 個人所得税における源泉徴収

現地インタビュー結果等からは、企業は源泉徴収業務を企業負担とは考えていないと考えられるので、本推計において、源泉徴収事務は企業負担とはみなさないこととする。

3) 個人事業主やパススルー事業体が納める個人所得税の扱い

米国においては、S-Corporation や LLC、パートナーシップ等での事業所得は、事業体をパススルーし、個人レベルで課税される（個人所得税）。したがって、個人所得税に占める事業所得分を推計し、これを企業負担とみなすこととする。

4) 社会保険料事業主負担分の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分⁵⁸については、以下の3通りの捉え方を行う。

- ①企業の公的負担を狭義に捉え、企業の税負担のみを公的負担とし、社会保険料の事業主負担分を含めない。（ケース1）
- ②企業の公的負担を広義に捉え、企業の税負担に加え、社会保険料の事業主負担分も公的負担に含める。（ケース2）
- ③米国では、日本や諸外国で公的社会保障に含まれる医療保険が存在せず、任意の雇用主提供型民間医療保険が公的医療保険の代替となっている。そこで、企業の公的負担をさらに広義に捉え、企業の税負担、社会保険料の事業主負担分に加え、雇用主提供型民間医療保険も公的負担に含める。（ケース3）

⁵⁷ 試算方法の詳細については、本報告書の参考資料「2.米国における企業の公的負担の推計方法について」を参照。

⁵⁸ 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる被用者（家計＝個人）であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分＝企業負担分であると捉える。

以上を整理すると、企業が負担する税の範囲の捉え方については、以下の3ケースが考えられる。

	1)間接税や負担者が不明確な直接税の扱	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主の所得税	4)社会保険料等の事業主負担分
ケース1	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含まない(税收のみで企業負担を推計)
ケース2	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース1に社会保険料事業主負担分を加えた推計)
ケース3	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース2に事業主提供の民間保険料(医療保険)を加えた推計)

(2) 試算結果

試算は、企業がカリフォルニア州に立地する場合と、ミシガン州に立地する場合の2通りで実施した。

企業の公的負担割合は、ケース1(税收負担のみ)の場合で、カリフォルニア州では30.7%、ミシガン州では32.0%となる。またケース2(税收負担+社会保険料事業主負担)の場合、カリフォルニア州は38.4%、ミシガン州は35.7%となる。さらに、ケース3(税主負担+社会保険料事業主負担+雇用主提供民間医療保険料)の場合は、カリフォルニア州は40.8%、ミシガン州は38.6%となった⁵⁹。

(単位：百万ドル)

ケース	州	企業負担税額 (連邦+州+地方) a	社会保険料 事業主負担分 b	雇用主負担 民間医療保険料 c	州全体の税收 (連邦+州+地方) d	社会保険料収入 (州相当分) e	民間医療保険料 (州相当分) f	企業負担割合	備考 (算出式)
ケース1	カリフォルニア州	94,176	-	-	306,536	-	-	30.7%	a/d
	ミシガン州	19,246	-	-	60,194	-	-	32.0%	
ケース2	カリフォルニア州	94,176	68,400	-	306,536	116,819	-	38.4%	(a+b)/(d+e)
	ミシガン州	19,246	10,246	-	60,194	22,430	-	35.7%	
ケース3	カリフォルニア州	94,176	68,400	56,103	306,536	116,819	107,901	40.8%	(a+b+c)/(d+e+f)
	ミシガン州	19,246	10,246	10,662	60,194	22,430	20,718	38.6%	

⁵⁹ 東京都委託調査(2012年)『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』(以下、「昨年度報告書」と言う。)では、日本とスウェーデンについて、企業の公的負担割合の推計を行っている(pp.19-22)。米国の試算におけるケース1は昨年度報告書のケース6、米国の試算におけるケース2は昨年度報告書のケース5に相当する。なお米国の試算におけるケース3に相当する試算は、日本・スウェーデンでは実施していない。(日本では公的社会保険、スウェーデンは税によって医療サービスが提供されているため。)

<考察>

- 税収のみで見るケース 1 の場合、カリフォルニア州よりもミシガン州の企業負担が重くなっている。これは、ミシガン州の企業の公的負担は小さくなったという現地インタビュー調査の結果とは矛盾する。この理由としては、試算年度（2009 年度）はミシガン事業税（MBT）の時代であるためであり、現時点では州法人所得税への以降により、ミシガン州の企業負担は低下している可能性がある、と考えられる。
- 法定社会保険料の負担を加味すると（ケース 2）、ミシガン州よりもカリフォルニア州の方が企業負担は重くなる。また、ケース 3 のように、雇用主提供型民間医療保険を加えてもこの傾向は変わらない。
- ただし、雇用主提供型民間医療保険の企業負担は、ミシガン州の方がカリフォルニア州よりも重い。伝統的大企業による手厚い福利厚生が提供されている（いた）ためであると推察される。
- 本試算では、パススルー事業体（S-Corporation、パートナーシップ、個人事業主等）の個人所得税に占める事業所得分（企業負担分）の推計に大きな仮定を置いている⁶⁰。仮定次第では、試算結果が変わり得ることには留意が必要である。

⁶⁰ 個人所得額の中の「非農林経営者所得（Nonfarm proprietors' income）」の占める割合をもって S-Corporation 以下の経営者の事業所得額としている。個人所得税に占める事業所得の割合にも、この値を用いている。